

## 国連子どもの権利委員会 第79予備セッション 児童相談所に関わる議論

ジュネーブ、2018年2月

サンドバーグ委員（ノルウェー）：

- ✓ 日本政府は、子どもの権利委員会の最終所見を遵守しようとする意欲が乏しい。
- ✓ 人権問題が、政府の考えの一部をなしているのか？ 少なくとも、子どもについてはそうでないように思える。
- ✓ 全国的な人権問題を総括的に扱う委員会や、オンブズマン組織を作るべきではないか。

ハゾヴァ副委員長（ロシア）

★この委員は、ロシア出身であるが、かなり西欧的な価値観を有しているというサンドバーグ委員の評価である。この委員が、日本の児相問題についてもっとも強い関心を示した。日本の児相に、旧ソ連で行なわれていた集団主義的社会的養護、ならびに反体制派の強制収容との共通性をみてとったのではないか。

- ✓ なぜ、日本ではこれほど多くの子どもたちが、家族から切り離されているのか。理由は何か。
- ✓ 児相スタッフの勤務過重？ —— それだけが理由なのか？
- ✓ 日本は「先進国」のはずなのに、子どもたちを、まるで中世の国のごとく扱っている。
- ✓ 家庭から子どもを引き離すのに、なぜ裁判所が関与しないのか。
- ✓ なぜ、モニタリングが行なわれていないのか。

スケルトン委員(南アフリカ)

- ✓ 児童の予防拘禁[少年法第3条に規定がある]は、人権上、問題が多すぎるのではないか。
- ✓ 子どもたちが、家族から次々と切り離されている！

児相被害を撲滅する会(JCREC)代表の、委員会での発言

- ✓ 冒頭のスピーチについては、別の添付ファイルをご覧ください。

- ✓ スロベニアは、裁判所の許可がない児童の家庭からの引き離しをかつて国内法で認めており、これについて、条約適用の留保を言明していたが、日本はそれをせず、留保適用を宣言しないまま、モグリで司法判断のない児童の家庭からの引き離しを行なっている。日本政府は、子どもの権利条約第9条1項に違反している。
- ✓ 家裁審判に当たって、家裁調査官並びに裁判官が見相と癒着しており、公正な裁判ではない。その証拠に、児童養護施設に児童を措置する審判は80%、2年ごとの延長に至ってはほぼ100%の認容率である。
- ✓ ハソヴァ委員が、何故日本でこれだけ多くの子どもたちが家庭から引き離されているのかと質問されたが、これは、司法判断が要らないので、引き離しが極めて容易にできるからである。
- ✓ 日本の見相に附属している一時保護所の収容人数は、ドイツのおよそ10倍もある。
- ✓ これだけの子どもが収容され、子どもと家族の権利が侵害されているのは、政府などの既得権益があるからである。
- ✓ 現在日本の厚労省は、全国すべての見相に弁護士を配置しようとしている。何故見相に弁護士が必要なのか？ それは、見相がますます福祉機関ではなくなり、前回の日本に対する審査でクラブマン委員が指摘したように、擬似司法機関化してきているからである。
- ✓ 厚労省は、この見相配置弁護士に、スケルトン委員から人権上の問題を指摘された、少年法第3条に基づく児童の予防拘禁をやらせようとしている。すなわち、「一時保護」した児童の少年院送致を図ろうとしている。
- ✓ ドイツでもオランダでも、児童福祉機関と司法機関ははっきりと峻別されている。しかし、日本ではこれがごちゃ混ぜになってしまっているところに、重大な問題がある。
- ✓ そして、専門性の欠如した見相職員が、そのような司法権力を振り回し、見相は「家庭警察 (family police)」化している。これが、人権侵害を助長している。
- ✓ 日本政府に、子どもの権利委員会の言うことを聞かせるには、子どもの権利条約違反、そして見相収容所内における暴力等の問題について、厳しい勧告を出していただく必要がある。
- ✓ この厳しい勧告があれば、それに基づいて、日本国内で市民団体がさらに運動を展開できるであろう。